

## 参 考 資 料 集

|                                                    |     |
|----------------------------------------------------|-----|
| ○国立文化施設等に関する検討会「論点整理」(平成 22 年 12 月)概要              | …1  |
| ○国立文化施設等に関する検討会について(平成 22 年 8 月 26 日文化庁長官決定)       | …2  |
| ○委員名簿                                              | …3  |
| ○国立文化施設等に関する検討会 開催経緯                               | …4  |
| ○各法人の概要                                            | …5  |
| ○各法人の運営に関する基礎データ                                   | …10 |
| ○事業仕分け結果(平成 22 年 4 月、21 年 11 月実施)                  | …25 |
| ○独立行政法人制度の適用に当たっての問題点(主な例)                         | …28 |
| ○新たな法人制度の検討例                                       | …29 |
| ○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月<br>7 日閣議決定)(抄) | …30 |

# 国立文化施設等に関する検討会「論点整理」(平成22年12月)概要

## 背景

### I 検討対象の独立行政法人(=国立文化施設等)

国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会、国立科学博物館

### II 経緯

- ・独法化から間もなく10年。独法制度による改善がある一方、運営上深刻な問題点も浮彫りに
- ・平成22年4月に国立美術館、国立文化財機構、国立科学博物館について事業仕分け実施  
→ 美術品等収集は「事業規模拡充。適切な制度の在り方を検討、国の負担を増やさない」

### III 基本認識

- ・全独法横並びの予算・人員一律削減により、法人の使命達成や「国の顔」としての機能が損なわれ、法人の存立基盤が危機。この現状は文化芸術振興基本法の理念に反する
- ・現状のままでは我が国の文化破壊につながりかねない。国は国家百年の計をもって各法人の機能を充実強化し、責任をもって必要予算の拡充を

### IV 基本的特性

▼国民共有の財産を収集・公開する「国の顔」 ▼国民に直接サービスを提供 ▼全国の同種施設のナショナルセンター ▼自己収入はあるが公的支援が不可欠 ▼文化に関する価値を扱うため自律性が必要 ▼長期的な継続性・安定性、事業の専門性から専門的人材の確保・育成が必要

## 見直しの方向 —基本的考え方と五つの要点—

### ●基本的考え方

- ・独法制度の運用改善を進めつつ、新たな法人制度の創設を視野に検討
- ・「文化に関する価値」を扱う点は、他の法人に見られない特筆すべき要素
- ・新たな法人制度については、各法人の特性を考慮しつつ、4法人を対象として検討

### ●要点1 法人の目標設定及び評価

- ・法人の目標として主たる事業に関する事項を設定し、目標期間を長期化
- ・専門的見地から法人の実態を踏まえ、定性的な面を重視して評価を行い、評価手続を適正化
- ・評価に当たって、国の文化政策等との連携を図る枠組みを検討
- ・目標期間終了時の「業務継続の必要性の検討」を廃止
- ・PDCAサイクルを確立し、評価結果を次期目標期間における予算等に適切に反映

### ●要点2 法人の予算措置・財源確保

- ・各法人が外部資金獲得を含め自己収入の一層の拡大に努力
- ・自己収入増に向けたインセンティブが働く仕組みの検討、国の責務として相応の予算措置
- ・一般管理費、業務経費、人件費の全独法一律削減の対象から除外

### ●要点3 収蔵品等の充実に向けた取組

- ・美術作品等購入費の充実、収蔵品等の継続的な収集・保管、遺贈(寄贈)の活用
- ・国による直接購入、法人への無償譲渡・長期貸与等
- ・法人の努力による増収分を機動的購入等に充てられるよう、目的積立金の承認基準を見直し
- ・運営費交付金・目的積立金等の一定割合を目標期間を超えて保持できる基金制度等

### ●要点4 法人のガバナンス、国の関与

- ・法人の長のリーダーシップ、裁量権の一層の拡大等
- ・自主性尊重のため国の関与は抑制。文化政策等から特に必要な場合には国の関与

### ●要点5 組織体制・人員配置の在り方

- ・組織体制の強化、法人内の専門・事務双方の人材確保、育成

## 留意すべき事項

▼収蔵品等の保存、収蔵庫の整備 ▼寄附税制の充実 ▼国立の美術館・博物館の博物館法上の位置付けを検討 ▼芸術文化振興基金の専門家による審査・評価・調査研究の体制・機能の強化と一元的な評価選定の仕組みを確立

# 国立文化施設等に関する検討会について

平成22年8月26日  
文化庁長官決定

## 1. 趣 旨

独立行政法人制度により運営されている国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会及び国立科学博物館について、独立行政法人化後の現状と課題について整理するとともに、政府全体の独立行政法人制度の見直しに関する議論を踏まえつつ、今後の望ましい運営の在り方について検討する。

## 2. 検討事項

- (1) 国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会及び国立科学博物館の独立行政法人化後の現状と課題について
- (2) 独立行政法人制度の見直しに関する議論を踏まえた今後の望ましい運営の在り方について
- (3) その他

## 3. 実施方法

別紙有識者の参画を得て検討するとともに、必要に応じて関係者から意見聴取する。

## 4. 検討期間

平成22年8月26日から平成23年3月31日まで

## 5. 庶 務

本検討会の庶務は、生涯学習政策局社会教育課その他の関係課の協力を得て、文化庁長官官房政策課において処理する。

## 国立文化施設等に関する検討会委員

(平成 22 年 12 月 20 日現在)

- 上原 恵美 京都橘大学現代ビジネス学部教授
- 織田 紘二 (独)日本芸術文化振興会顧問
- 竹内 順一 (公財)永青文庫館長、東京藝術大学名誉教授
- 林 良博 (財)山階鳥類研究所所長
- ◎福原 義春 (株)資生堂名誉会長
- 町田 智子 (株)朝日新聞社企画事業本部長
- 水嶋 英治 常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科長、教授
- 宮島 博和 公認会計士
- 宮田 亮平 東京藝術大学学長
- 山下 治子 (株)アム・プロモーション「ミュゼ」編集長
- 吉本 光宏 (株)ニッセイ基礎研究所主席研究員・芸術文化プロジェクト室長

(◎座長、○座長代理)

## 国立文化施設等に関する検討会 開催経緯

### □第1回会議 平成22年9月24日

- ・座長等の選任
- ・本検討会の運営について
- ・各法人からのヒアリング

国立美術館東京国立近代美術館館長 加茂川 幸夫 氏

国立文化財機構理事 遠藤 啓 氏

日本芸術文化振興会理事 崎谷 康文 氏

国立科学博物館理事 折原 守 氏

### □第2回会議 平成22年10月18日

- ・当面の主な論点について①

＜意見発表＞

織田 紘二 委員（独立行政法人日本芸術文化振興会顧問）

水嶋 英治 委員（常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科長、教授）

吉本 光宏 委員（株式会社ニッセイ基礎研究所主席研究員・芸術文化プロジェクト室長）

### □第3回会議 平成22年10月21日

- ・当面の主な論点について②

＜意見発表＞

上原 恵美 委員（京都橘大学現代ビジネス学部教授）

宮島 博和 委員（公認会計士）

竹内 順一 座長代理（公益財団法人永青文庫館長、東京藝術大学名誉教授）

### □第4回会議 平成22年11月18日

- ・これまでの意見の整理について①

### □第5回会議 平成22年11月25日

- ・これまでの意見の整理について②

### □第6回会議 平成22年12月2日

- ・論点整理(素案)討議

### □第7回会議 平成22年12月15日

- ・論点整理(案)討議

## 各法人の概要

1. 独立行政法人国立美術館
2. 独立行政法人国立文化財機構
3. 独立行政法人日本芸術文化振興会
4. 独立行政法人国立科学博物館

# 独立行政法人 国立美術館

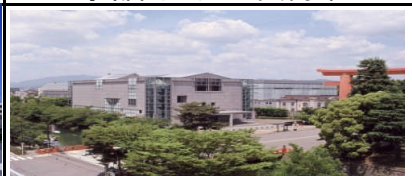
## 使命・役割

我が国における芸術文化の創造と発展、国民の美的感性の育成

## 中期目標

- ①美術振興の中心的拠点として、多様な鑑賞機会の提供、美術創造活動の活性化の推進など、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開し、我が国の美術振興に寄与
- ②我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・継承
- ③我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与

## 各館の概要

| 東京国立近代美術館                                                                        | 京都国立近代美術館                                                                         | 国立西洋美術館                                                                              | 国立国際美術館                                                                             | 国立新美術館                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |    |  |                    |
| 昭和27年 日活ビル跡に開館<br>昭和42年 東近美となる<br>昭和44年 現在地に移転<br>昭和52年 工芸館開館<br>平成13年 独立行政法人化   | 昭和38年 京都市から譲渡<br>(国立近代美術館分館)<br>昭和42年 京近美となる<br>昭和61年 新館竣工<br>平成13年 独立行政法人化       | 昭和34年 日仏正式調印<br>西洋美術館開館<br>昭和54年 新館開館<br>平成9年 企画展示館開館<br>平成13年 独立行政法人化               | 昭和52年 旧万博美術館で<br>国際美術館開館<br>平成5年 移転方針決定<br>平成13年 独立行政法人化<br>平成16年11月 新館開館           | 平成7年 文化庁に研究会<br>平成11年 基本計画策定<br>平成14年 建物起工<br>平成15年 準備室設置<br>平成17年 正式名称決定<br>平成18年5月 竣工<br>平成19年1月 開館 |
| 建物延べ面積 30,306㎡<br>うち展示面積 5,503㎡                                                  | 建物延べ面積 9,761㎡<br>うち展示面積 2,604㎡                                                    | 建物延べ面積 17,369㎡<br>うち展示面積 4,420㎡                                                      | 建物延べ面積 13,487㎡<br>うち展示面積 3,811㎡                                                     | 建物延べ面積 49,709㎡<br>うち展示面積 14,000㎡                                                                      |
| 東京都千代田区北の丸公園3-1                                                                  | 京都市左京区岡崎円勝寺町                                                                      | 東京都台東区上野公園7-7                                                                        | 大阪市北区中之島4-2-55                                                                      | 東京都港区六本木7-22                                                                                          |
| 近・現代美術に関する作品その他の資料を収集・保管・展示調査研究活動を実施。フィルムセンターは我が国の映画文化の中核となる総合的フィルム・アーカイブを目指す。   | 近・現代美術に関する作品その他の資料を収集・保管・展示・調査研究活動を実施。                                            | 仏政府から日本国政府に寄贈返還された松方コレクションを基礎とした展覧事業を中心に西洋美術に関する作品及び資料の収集、保管・展示・調査研究・修復保存・教育普及活動を実施。 | 日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美術に関する資料を収集・保管・展示調査研究活動を実施。                           | 国立のアートセンターとして、全国的活動を行う美術団体に発表の場の提供及び新しい美術動向を紹介する自主企画展を開催、さらに美術情報及び資料の収集・提供事業を実施。                      |
| 収蔵品 83,802件                                                                      | 収蔵品 10,734件                                                                       | 収蔵品 4,636件                                                                           | 収蔵品 6,218件                                                                          |                                                                                                       |

※収蔵品は、平成22年4月1日現在の数(寄託品を含む)

| 役員<br>(常勤3、非常勤2) | 理事長<br>青柳正規 | 理事<br>尾崎正明、建畠哲 | 非常勤監事<br>黒田亮子、鈴木清 |
|------------------|-------------|----------------|-------------------|
|------------------|-------------|----------------|-------------------|

| 職員数 | 平成22年度 ※年度の4月1日現在の人数<br>114 |
|-----|-----------------------------|
|-----|-----------------------------|

| 予算<br>(百万円) | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|             | 5,468  | 5,320  | 7,303  | 14,082 | 15,735 | 13,661 | 13,553 |

| 国からの財政支出(年度当初) | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 運営費交付金         | 5,158  | 4,984  | 6,779  | 6,042  | 5,790  | 5,773  | 5,859  |
| 施設整備補助金        | —      | —      | —      | 7,075  | 8,970  | 6,903  | 6,699  |

# 独立行政法人 国立文化財機構

## ■機構の目的

独立行政法人国立文化財機構は、博物館を設置して有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的とする。

## ■機構の中期目標

- ①歴史・伝統文化の保存と継承の中心的拠点として、体系的・通史的に収蔵品を整備し、次代へ継承する
- ②機構が有する文化財を活用し、歴史・伝統文化について国内外に発信する
- ③我が国の文化財研究の中核的研究機関として、貴重な文化財を次代へ継承していくために必要な知識・技術の基盤を形成するための研究を行い、その成果の普及と活用を促進する
- ④文化財の保存科学・修復技術のナショナルセンターとして、機構の有する人的・物的資源を最大限活用し、一体性を確保し、調査・研究を行う
- ⑤国立博物館が有する収蔵品や人材を活用し、我が国の博物館のナショナルセンターとして、公私立博物館を含めた博物館全体の活動の活性化に寄与する

## ■各施設の概要

| 施設                                 | 東京国立博物館                                                                           | 京都国立博物館                                                                           | 奈良国立博物館                                                                            | 九州国立博物館                                                                             | 施設                         | 東京文化財研究所                                                                                                                                                   | 奈良文化財研究所                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                    |  |  |  |  |                            |                                                                         |                                                                                                                       |
| 所在地                                | 東京都台東区上野公園13-9                                                                    | 京都府京都市東山区茶屋町527                                                                   | 奈良県奈良市登大路町50                                                                       | 福岡県太宰府市石坂4-7-2                                                                      | 所在地                        | 東京都台東区上野公園13-43                                                                                                                                            | 奈良県奈良市二条町2-9-1                                                                                                                                                                                           |
| 設置                                 | 明治5年（1872年）<br>（文部省博物館）                                                           | 明治22年（1889年）<br>（帝国京都博物館）                                                         | 明治22年（1889年）<br>（帝国奈良博物館）                                                          | 平成17年4月1日<br>（開館：同10月16日）                                                           | 設置                         | 昭和5年6月28日                                                                                                                                                  | 昭和27年4月1日                                                                                                                                                                                                |
| 役割・任務                              | 我が国の総合的な博物館として、日本を中心として広く東洋諸地域にわたる文化財について、収集・保管・展示、調査研究、教育普及事業等を行う。               | 平安時代から江戸時代の京都文化を中心とした文化財について、収集・保管・展示、調査研究、教育普及事業等を行う。                            | 仏教美術を中心とした文化財について、収集・保管・展示、調査研究、教育普及事業等を行う。                                        | 日本とアジア諸国との文化交流を中心とした文化財について収集・保管・展示、調査研究、教育普及事業等を行う。なお、事業の実施に当たっては、福岡県等と連携協力を行う。    | 主な事業                       | 1 我が国及び諸外国の美術及び我が国の無形文化財の調査・研究<br>2 文化財に関する新たな調査手法の研究・開発<br>3 科学技術の活用等による文化財の保存科学・修復技術に関する調査・研究<br>4 全国の博物館・美術館からの要請に応じた専門的指導・助言・研修<br>5 文化財の保存・修復に関する国際協力 | 1 平城宮、藤原宮、飛鳥地域の発掘調査及び出土品・遺構の調査・研究<br>2 遺跡の保存・整備・活用に関する体系的な調査・研究<br>3 古都所在社寺所蔵の歴史資料等の文化財の調査・研究<br>4 全国各地の発掘調査等に対する指導・助言及び発掘調査専門職員等に対する研修<br>5 飛鳥資料館・平城宮跡資料館等における調査・研究の成果の公表<br>6 発掘調査・遺跡の整備に関する国際協力       |
| 収蔵品（国宝）<br><small>（重要文化財）</small>  | 112,776件<br>(87件)<br>(624件)                                                       | 6,526件<br>(27件)<br>(176件)                                                         | 1,812件<br>(12件)<br>(110件)                                                          | 397件<br>(3件)<br>(27件)                                                               |                            | 一般公開施設                                                                                                                                                     | 飛鳥資料館<br>公開日：火～日（9時～16時30分）<br>観覧料：一般260円、大学生130円<br>入館者：77,347名（H21実績）<br>平城宮跡資料館<br>公開日：火～日（9時～16時30分）<br>観覧料：無料<br>入館者：25,127名（H21実績）<br>藤原宮跡資料室<br>公開日：月～金（9時～16時30分）<br>観覧料：無料<br>入館者：4,341名（H21実績） |
| 寄託品（国宝）<br><small>（重要文化財）</small>  | 2,734件<br>(50件)<br>(261件)                                                         | 5,957件<br>(81件)<br>(611件)                                                         | 1,957件<br>(53件)<br>(317件)                                                          | 1,256件<br>(0件)<br>(2件)                                                              |                            |                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                          |
| 入館者数（H21）                          | 2,416,281人                                                                        | 452,920人                                                                          | 560,293                                                                            | 1,599,704                                                                           |                            |                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                          |
| 館長                                 | 銭谷眞美                                                                              | 佐々木丞平（理事長）                                                                        | 湯山賢一                                                                               | 三輪嘉六                                                                                | 所長<br>職員<br>（一般職）<br>（研究員） | 亀井伸雄（理事）                                                                                                                                                   | 田辺征夫（理事）                                                                                                                                                                                                 |
| 職員（一般職）<br><small>（技能・労務職）</small> | 101名<br>(37名)<br>(11名)                                                            | 39名<br>(19名)<br>(4名)                                                              | 31名<br>(13名)<br>(4名)                                                               | 28名<br>(9名)<br>(0名)                                                                 |                            | 39名<br>(7名)<br>(32名)                                                                                                                                       | 78名<br>(23名)<br>(55名)                                                                                                                                                                                    |
| （研究員）                              | (53名)                                                                             | (16名)                                                                             | (14名)                                                                              | (19名)                                                                               |                            |                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                          |

※収蔵品・寄託品の件数は平成22年3月末現在の件数である。

|          |                                                                |                     |                     |
|----------|----------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|
| 役員       | 理事長<br>佐々木丞平                                                   | 理事<br>亀井伸雄、田辺征夫、遠藤啓 | 監事（非常勤）<br>雪山行二、服部彰 |
| 職員数      | 333名（館長3名、一般職124名、技能・労務19名、研究員187名）                            |                     |                     |
| 主たる事務所   | 東京都台東区上野公園13-9                                                 |                     |                     |
| 法人本部     | 遠藤啓（理事）、職員17名（一般職）                                             |                     |                     |
| 予算額（H22） | 13,342百万円<br>（運営費交付金8,192百万円、施設整備費補助金3,992百万円、展示事業等収入1,158百万円） |                     |                     |

※職員数は平成22年4月1日現在の現員数である。

|          |        |        |        |        |
|----------|--------|--------|--------|--------|
|          |        |        |        | 単位：百万円 |
| 国からの財政支出 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
| 運営費交付金   | 9,042  | 8,771  | 8,367  | 8,192  |
| 施設整備費補助金 | 711    | 6,648  | 5,776  | 3,992  |
|          |        |        |        | 単位：百万円 |
| 予算額      | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|          | 10,877 | 11,605 | 13,888 | 13,342 |

# 独立行政法人 日本芸術文化振興会

## 使命・役割

我が国の文化芸術振興施策の一翼を担う機関として、芸術活動等の振興・普及、伝統芸能の保存・振興、現代舞台芸術の振興・普及を図り、文化芸術の向上に寄与する。

## 1. 芸術文化活動への援助

芸術家・芸術団体が行う芸術の創造・普及を図るための活動、地域の文化振興を目的として行う活動、文化に関する団体が行う文化の振興・普及を図るための活動に対し芸術文化振興基金により助成金の交付を行っている。

※芸術文化振興基金 政府出資金541億円、民間出せん金112億円、計653億円

## 2. 伝統芸能の保存・振興

| 国立劇場本館                                                                            | 国立演芸場                                                                             | 国立能楽堂                                                                              | 国立文楽劇場                                                                              | 国立劇場おきなわ                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  |  |  |
| 昭和41年11月開場                                                                        | 昭和54年3月開場                                                                         | 昭和58年9月開場                                                                          | 昭和59年3月開場                                                                           | 平成16年1月開場                                                                           |
| 建物延べ面積 26,989㎡                                                                    | 建物延べ面積 2,900㎡                                                                     | 建物延べ面積 9,944㎡                                                                      | 建物延べ面積 13,015㎡                                                                      | 建物延べ面積 14,293㎡                                                                      |
| 大劇場(1610席)・小劇場(590席)                                                              | 300席                                                                              | 能舞台(627席)・研修舞台(200席)                                                               | 文楽劇場(753席)・小ホール(159席)                                                               | 大劇場(632席)・小劇場(255席)                                                                 |
| 東京都千代田区隼町4-1                                                                      | 東京都千代田区隼町4-1                                                                      | 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1                                                                   | 大阪府中央区日本橋1-12-10                                                                    | 浦添市勢理客4-14-1                                                                        |
| 歌舞伎、文楽、日本舞踊、邦楽、雅楽などの主催公演を行うとともに、伝統芸能公演のため劇場の貸付を行っている。                             | 落語、講談、浪曲、漫才、太神楽などの主催公演を行うとともに、演芸公演のため劇場の貸付を行っている。                                 | 能、狂言の主催公演を行うとともに、能楽公演のため劇場の貸付を行っている。                                               | 文楽、日本舞踊、邦楽、大衆芸能の主催公演を行うとともに、これらの公演のため劇場の貸付を行っている。                                   | 組踊、琉球舞踊、琉球音楽、民俗芸能、沖縄芝居などの主催公演を行うとともに、これらの公演のため劇場の貸付を行っている。                          |
| 伝承者の養成<br>歌舞伎俳優、歌舞伎音楽                                                             | 伝承者の養成<br>寄席囃子、太神楽                                                                | 伝承者の養成<br>ワキ方、笛、小鼓、大鼓、太鼓、狂言方                                                       | 伝承者の養成<br>大夫、三味線、人形遣                                                                | 伝承者の養成<br>組踊立方、組踊地方                                                                 |

## 3. 現代舞台芸術の振興・普及

| 新国立劇場                                                                               | 平成9年10月開場      | オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇の主催公演を行うとともに、これらの公演のため劇場の貸付を行っている。 | 芸術家の研修<br>オペラ歌手、バレエダンサー、俳優 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------------------------------------------------|----------------------------|
|  | 建物延べ面積 70,081㎡ |                                                   |                            |
|                                                                                     | オペラ劇場(1814席)   |                                                   |                            |
|                                                                                     | 中劇場(1000席程度)   |                                                   |                            |
|                                                                                     | 小劇場(400席程度)    |                                                   |                            |
|                                                                                     | 東京都渋谷区本町1-1-1  |                                                   |                            |

| 役員(常勤5、非常勤1) | 理事長   | 理事             | 監事   | 非常勤監事 |
|--------------|-------|----------------|------|-------|
|              | 茂木賢三郎 | 崎谷康文、石塚禎一、小見夏生 | 島村和男 | 峯岸芳幸  |

| 職員数 | 平成22年度 | ※年度の4月1日現在の人数 |
|-----|--------|---------------|
|     | 306    |               |

| 予算<br>(百万円) | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|             | 9,952  | 17,277 | 17,396 | 16,935 | 17,069 | 16,865 | 27,167 | 20,146 |

※平成15年10月1日付で特殊法人から独立行政法人に移行したため、15年度予算は下半期分

| 国からの財政支出(年度当初) | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 運営費交付金         | 7,030  | 12,053 | 12,084 | 11,583 | 11,482 | 11,023 | 10,985 | 10,570 |
| 文化芸術振興費補助金     | -      | -      | -      | -      | -      | -      | 5,178  | 4,494  |
| 施設整備補助金        | 252    | 656    | 585    | 412    | 801    | 874    | 6,561  | 615    |

# 独立行政法人国立科学博物館の概要

## 1. 目 的

独立行政法人国立科学博物館は、博物館を設置して、自然史に関する科学その他 の自然科学及びその応用に関する調査及び研究並びにこれらに関する資料の収集、保管(育成を含む。)及び公衆への供覧等を行うことにより、自然科学及び社会教育の振興を図ることを目的とする。(独立行政法人国立科学博物館法第3条)

## 2. 第2期中期目標期間

5年間(平成18年度～22年度)

## 3. 沿 革

明治10年1月 「東京博物館」を教育博物館と改称(この年をもって創立年としている)  
 昭和24年6月 「国立科学博物館」設置  
 37年4月 国立自然教育園を統合し、「附属自然教育園」設置  
 47年4月 新宿分館開館(自然史研究部門移転)  
 51年5月 「筑波実験植物園」設置  
 平成11年4月 上野本館に新館(現地球館)(I期)オープン  
 13年4月 独立行政法人国立科学博物館に移行  
 14年6月 産業技術史資料情報センター設置  
 16年11月 地球館グランドオープン  
 19年4月 日本館オープン

## 4. 機構・役職員数(平成22年8月1日現在)

134人(常勤役員2人, 職員130人(うち研究員64人), 非常勤役員2人)  
 館 長 近藤信司  
 理 事 折原 守

## 5. 施設所在地(平成22年8月1日現在)

| 区 分     | 所 在 地   | 敷地面積    | 建物延面積   |
|---------|---------|---------|---------|
| 上 野 本 館 | 台東区上野公園 | 13,223㎡ | 33,180㎡ |
| 新 宿 分 館 | 新宿区百人町  | 8,160   | 13,186  |
| 附属自然教育園 | 港区白金台   | 195,158 | 1,984   |
| 筑 波 地 区 | 茨城県つくば市 | 140,022 | 20,997  |
| 霞ヶ浦地区   | 茨城県美浦村  | 24,095  | 1,668   |
| 合 計     |         | 380,658 | 71,015  |

## 6. 事 業

- ①調査研究活動
  - ・自然史・科学技術史に関する調査研究
- ②標本資料の収集・保管活動
  - ・自然史・科学技術史に関する標本資料の収集と将来への継承
- ③展示・学習支援活動
  - ・常設展, 特別展, 企画展等の実施
  - ・様々な層を対象とした科学に関する学習機会の提供
  - ・ボランティア制度の実施

## 7. 入館者数(平成21年度) 1, 774, 179人

### 【内 訳】

大人(一般) 1, 157, 391人  
 子ども(児童・生徒等) 616, 788人

### ○入館者数の推移

(単位:人)

| 区分   | 17年度      | 18年度      | 19年度      | 20年度      | 21年度      |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 入館者数 | 1,618,866 | 1,761,257 | 1,907,826 | 1,610,348 | 1,774,179 |

## 8. 所蔵標本数 約394万点

## 9. 開館時間(上野本館)

9:00～17:00(入館は16:30まで)  
 金曜日のみ9:00～20:00(入館は19:30まで)  
 休館日 毎週月曜日(日・月曜日が祝日の場合は火曜日)

## 10. 入 館 料(上野本館)

- ①普通入館料 一般・大学生 600円  
 小・中・高校生 無 料
- ②団体入館料 一般・大学生 300円(団体は20名以上)

## 11. 予算額の推移

(単位:百万円)

| 区 分         |           | 18年度  | 19年度  | 20年度  | 21年度  | 22年度  |
|-------------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 運<br>営<br>費 | 年 間 運 営 費 | 3,516 | 3,506 | 3,412 | 3,436 | 3,391 |
|             | 運営費交付金    | 3,244 | 3,222 | 3,125 | 3,120 | 3,044 |
|             | 収 入       | 272   | 284   | 287   | 315   | 347   |
| 施設整備費補助金    |           | 1,214 | 0     | 3,338 | 4,311 | 0     |

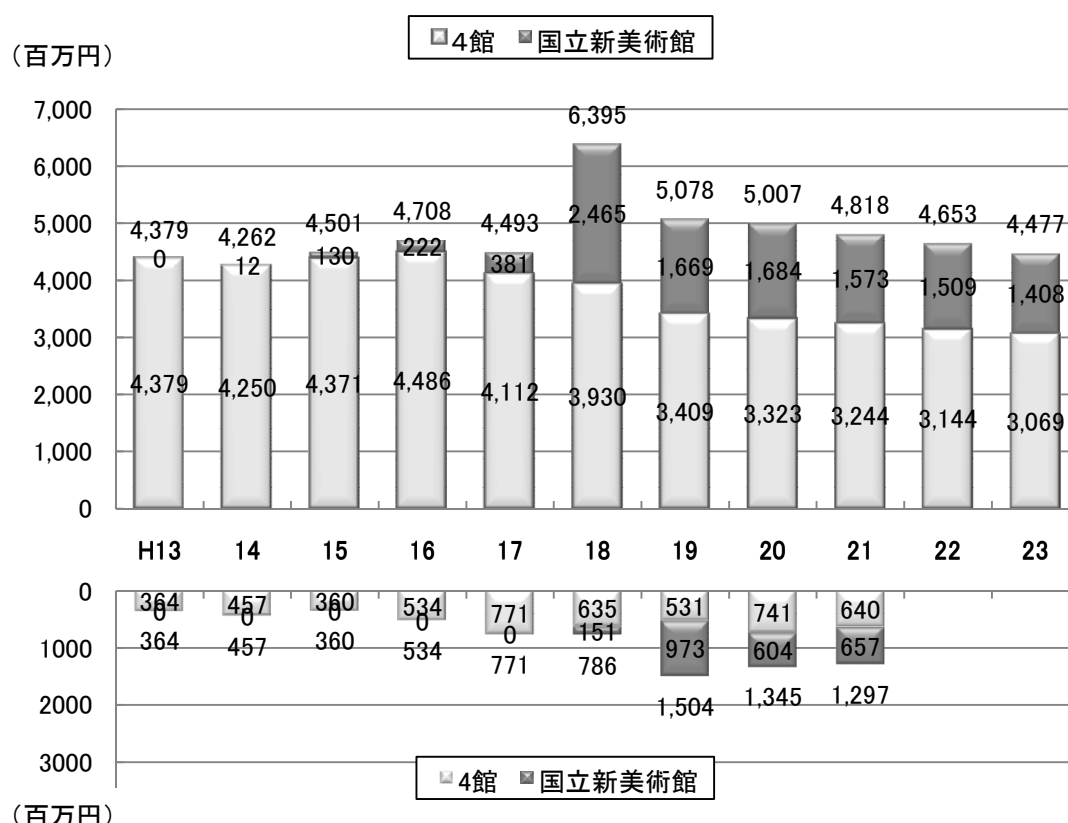
# 各法人の運営に関する 基礎データ

1. 運営費交付金と自己収入の推移
2. 入館者数、入場料収入及び経営努力認定の推移
3. 美術作品等の購入状況及び収蔵品等の推移
4. 日本芸術文化振興会（芸術文化振興基金及び財団委託費の推移）
5. 役職員数の推移

# 1. 運営費交付金と自己収入の推移①

○ 国立美術館（新美術館を除く4館）の自己収入は、独法移行後現在までに、75%の大幅増加（H13：364百万円→H21：640百万円）となる一方、運営費交付金（特殊業務経費を除く）は、30%減少（H13：4,379百万円→H23：3,069百万円）している。

国立美術館 運営費交付金



国立美術館 展示事業等収入

※ 4館…東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館

(注1) 運営費交付金は予算額(23年度は概算要求額)であり、特殊業務経費を除く。

(注2) 施設整備費補助金、文化芸術情報電子化推進費補助金は除く。

(注3) 平成15・16年度の運営費交付金額は、平成16年11月移転開館の国立国際美術館の管理経費等の増に伴い増加している。

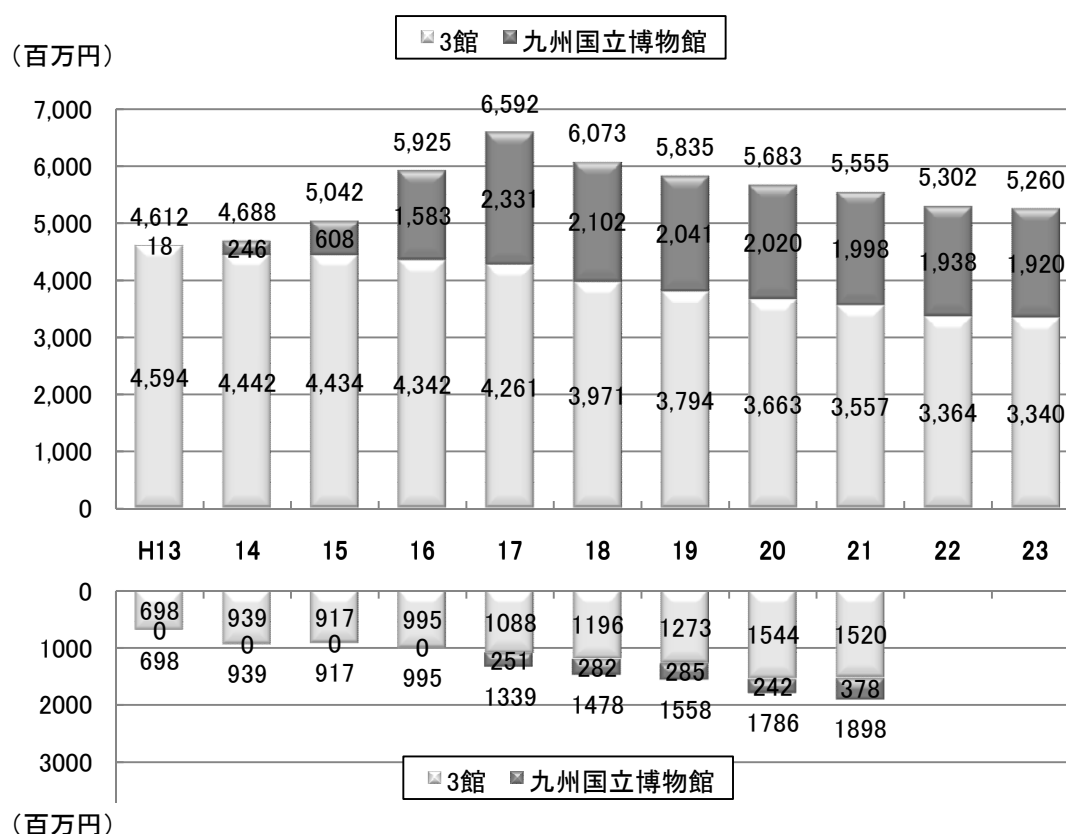
(注4) 展示事業等収入は実績額。

(注5) 平成18年度の新国立美術館の運営費交付金には、建物新営工事経費分を含む。

# 1. 運営費交付金と自己収入の推移②

○ 国立文化財機構（九州国立博物館を除く3館）の自己収入は、独法移行後現在までに、118%の大幅増加（H13：698百万円→H21：1,520百万円）となる一方、運営費交付金（特殊業務経費を除く）は、27%減少（H13：4,594百万円→H23：3,340万円）している。

国立文化財機構 運営費交付金



国立文化財機構 展示事業等収入

※ 3館・・・東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館

(注1) 運営費交付金は予算額(23年度は概算要求額)であり、特殊業務経費を除く。

(注2) 施設整備費補助金、文化芸術情報電子化推進費補助金は除く。

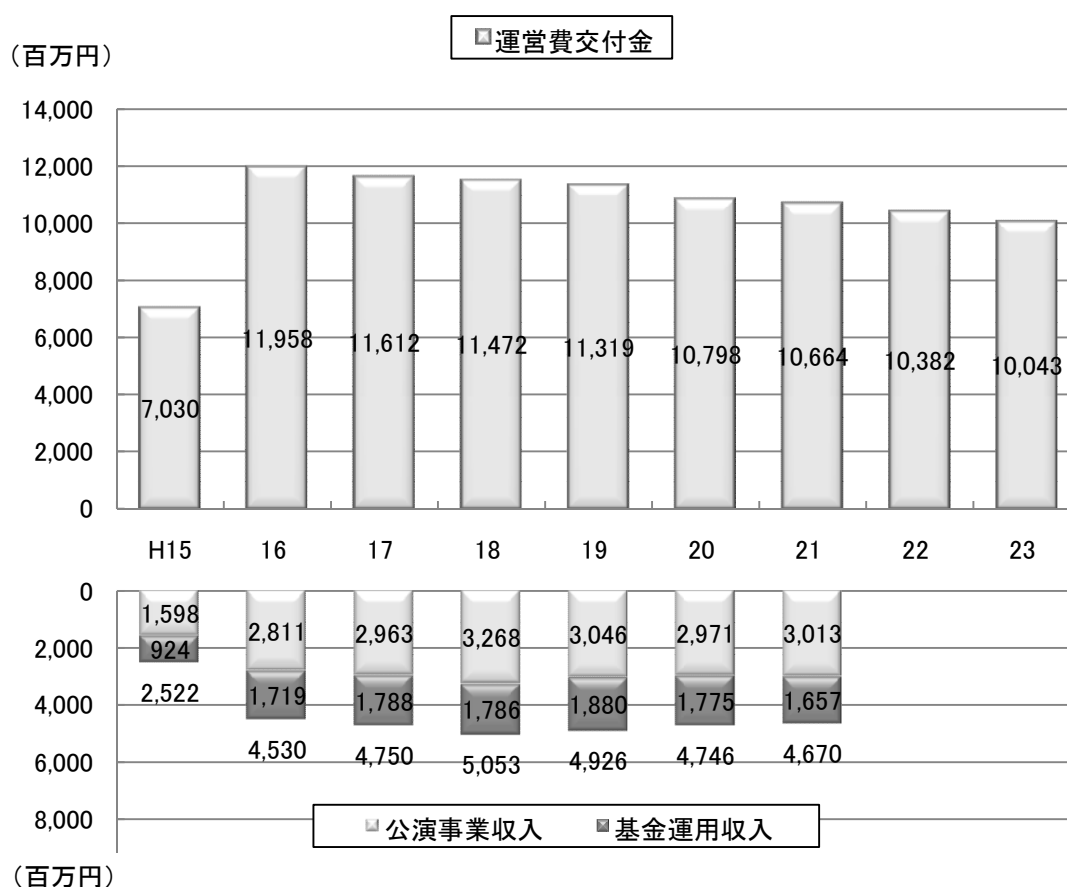
(注3) 展示事業等収入は実績額。

(注4) 平成17年度の九州国立博物館の運営費交付金は、建物新営工事経費分を含む。

# 1. 運営費交付金と自己収入の推移③

○ 日本芸術文化振興会の自己収入は、独法移行後現在までに、公演事業収入が7%の増加（H16：2,811百万円→H21：3,013百万円）、基金運用収入がほぼ横ばい（H16：1,719百万円→H21：1,657百万円）となる一方、運営費交付金（特殊業務経費を除く）は、16%減少（H16：11,958百万円→H23：10,043百万円）している。

日本芸術文化振興会 運営費交付金



日本芸術文化振興会 公演事業収入・基金運用収入

※ 日本芸術文化振興会…国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場、国立劇場おきなわ、新国立劇場

※ 日本芸術文化振興会は、平成15年10月1日から独立行政法人に移行した。

(注1) 運営費交付金は予算額(23年度は概算要求額)であり、特殊業務経費を除く。

(注2) 施設整備費補助金、文化芸術振興費補助金は除く。

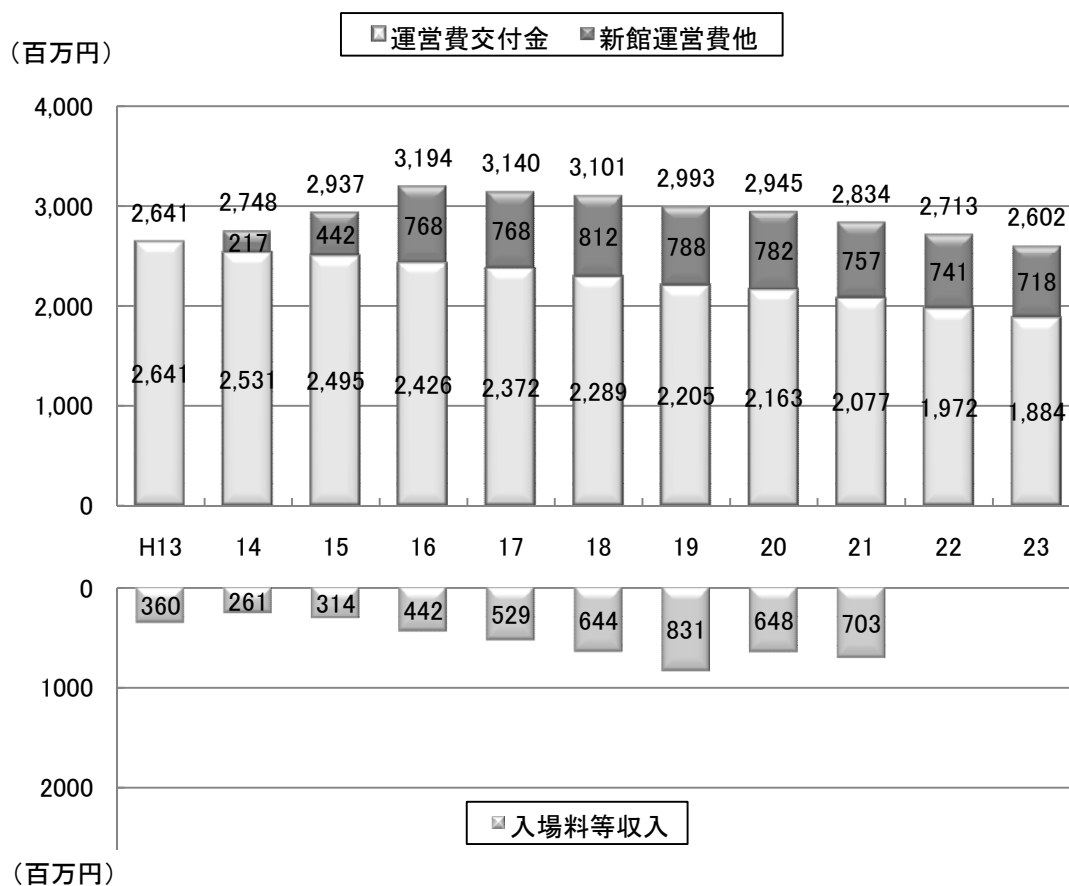
(注3) 公演事業収入・基金運用収入は実績額。

(注4) 運営費交付金及び公演事業収入・基金運用収入のH15データは、10月1日以降の数値。

# 1. 運営費交付金と自己収入の推移④

○ 国立科学博物館の自己収入（入場料等収入）は、独法移行後現在までに、95%の大幅増加（H13：360百万円→H21：703百万円）となる一方、運営費交付金（新館運営費他及び特殊業務経費を除く）は、29%減少（H13：2,641百万円→H23：1,884百万円）している。

国立科学博物館 運営費交付金



国立科学博物館 入場料等収入

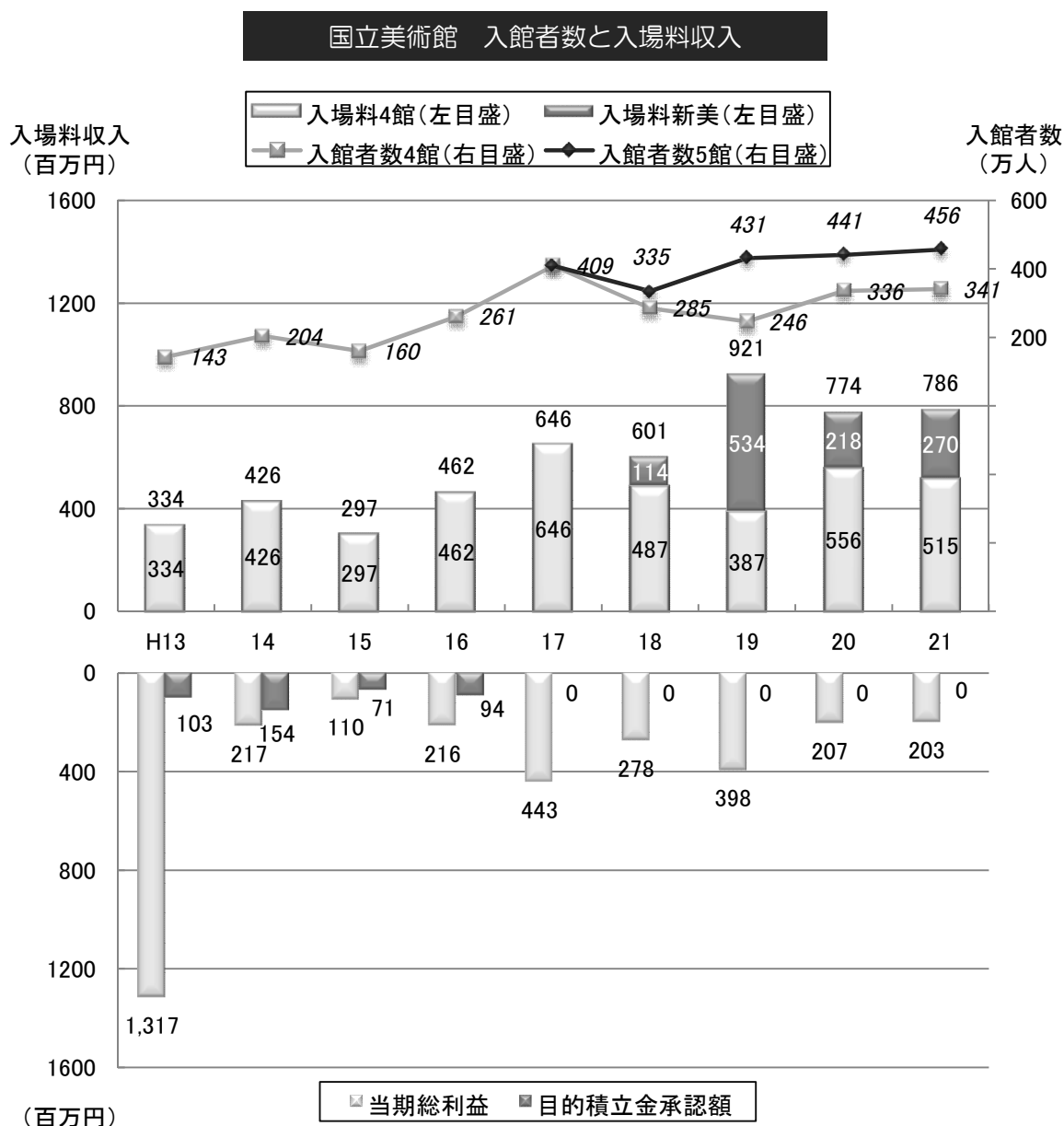
(注1) 運営費交付金は予算額(23年度は概算要求額)であり、特殊業務経費を除く。

(注2) 施設整備費補助金は除く。

(注3) 入場料等収入は実績額。

## 2. 入館者数、入場料収入及び経営努力認定の推移①

- 国立美術館（新美術館を除く4館）の入館者数は、独法移行後現在までに、138%の大幅増加（H13：143万人→H21：341万人）、入場料収入も54%の増加（H13：334百万円→H21：515百万円）となっている。
- 目的積立金は、H16までは毎年度1億円程度承認されていたが、H17以降承認されていない。



**国立美術館 当期総利益及び目的積立金承認額**

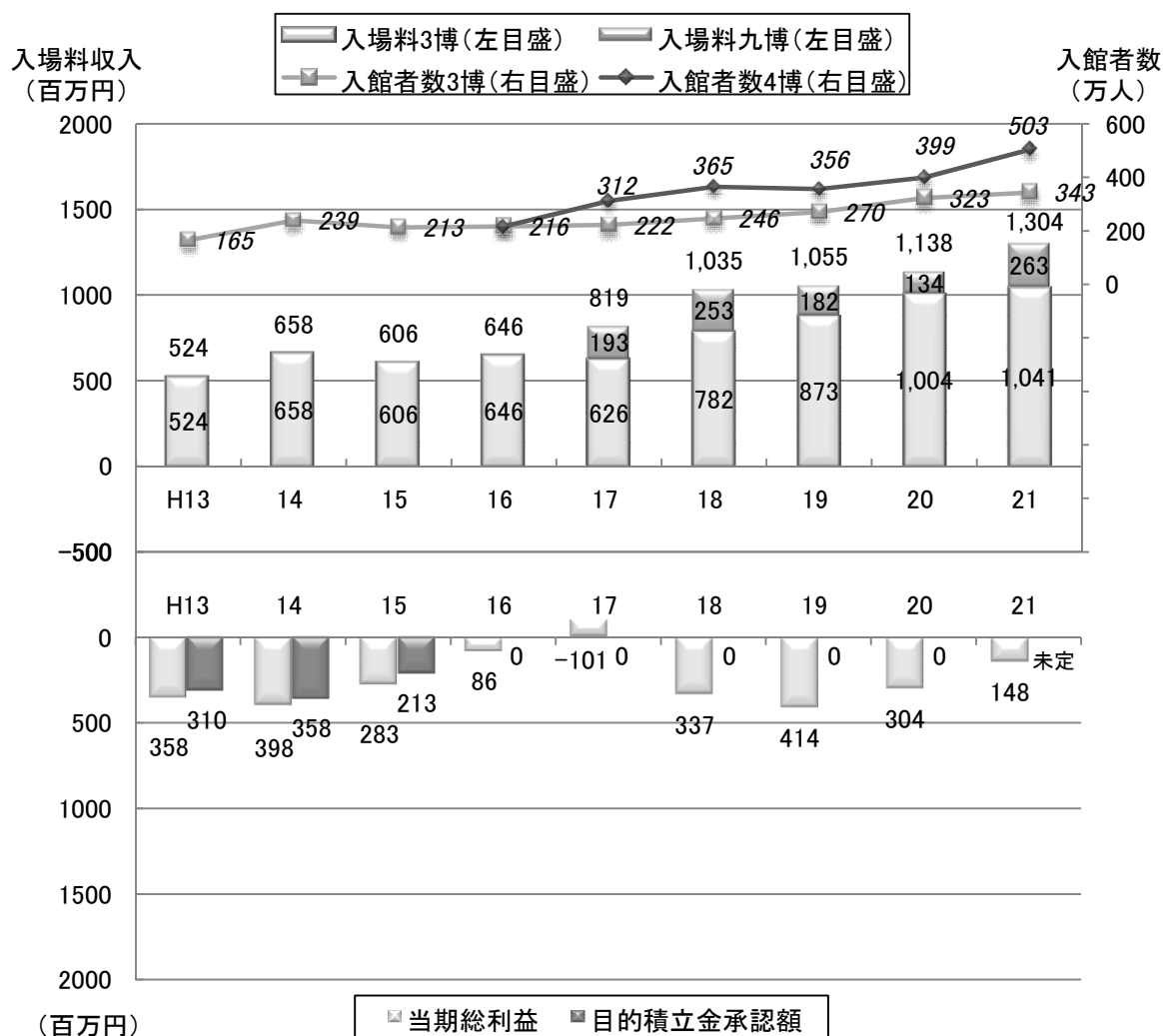
※ 4館・・・東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館

(注1) 平成13年度の当期総利益は、還付消費税1,180百万円を含んでいるため、特に大きくなっている。

## 2. 入館者数、入場料収入及び経営努力認定の推移②

- 国立文化財機構（九州国立博物館を除く3館）の入館者数は、独  
法移行後現在までに、108%の大幅増加（H13：165万人→H  
21：343万人）、入場料収入も99%の増加（H13：524百万円  
→H21：1,041百万円）している。
- 目的積立金は、H15までは毎年度3億円前後承認されていたが、  
H16以降承認されていない。

国立文化財機構 入館者数と入場料収入



国立文化財機構 当期総利益及び目的積立金承認額

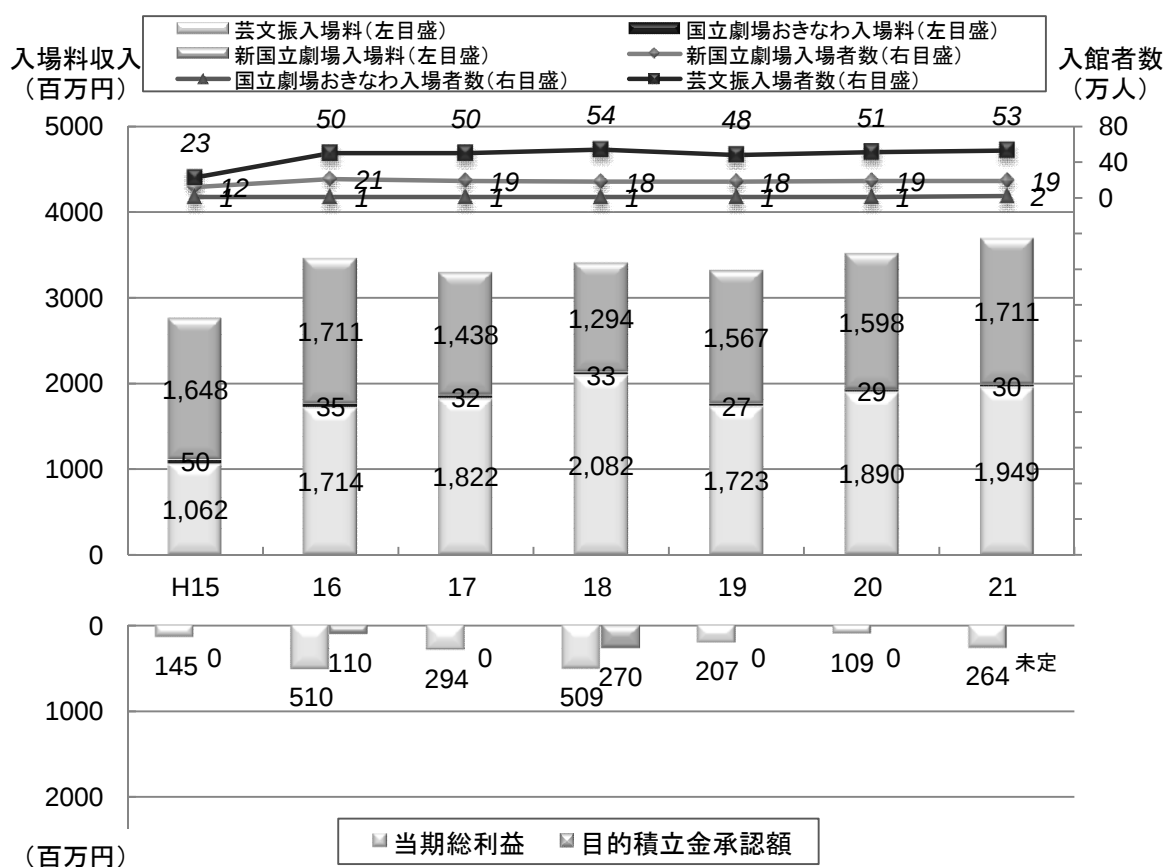
※ 3館…東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館

(注1) 平成17年度の損失(△101百万円)は、平成16年度までの積立金により充当。

## 2. 入館者数、入場料収入及び経営努力認定の推移③

- 日本芸術文化振興会（国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場）の入場者数は、独法移行後現在までに、6%の増加（H16：50百万人→H21：53百万人）、入場料収入は14%の増加（H16：1,714百万円→H21：1,949百万円）となっている。
- 目的積立金は、当期総利益が5億円を超えたH16及びH18は1～3億円程度承認されたが、それ以外は承認されていない。

日本芸術文化振興会 入館者数と入場料収入



日本芸術文化振興会 当期総利益及び目的積立金承認額

- ※ 日本芸術文化振興会・・・国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場、国立劇場おきなわ、新国立劇場で構成される。ただし、国立劇場おきなわは(財)国立劇場おきなわ運営財団、新国立劇場は(財)新国立劇場運営財団が、それぞれ日本芸術文化振興会から運営を委託されている。
- ※ 日本芸術文化振興会は、平成15年10月1日から独立行政法人に移行した。

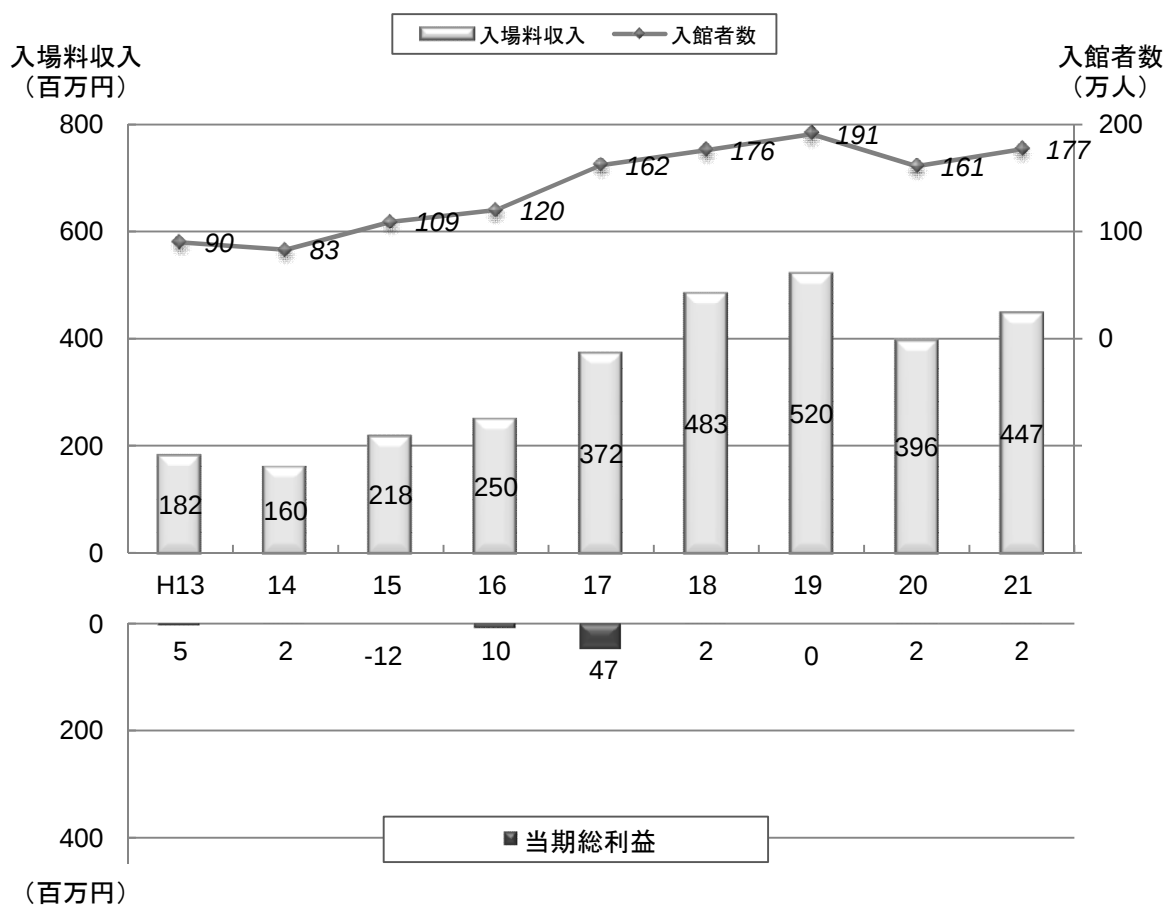
(注1) 入場料、入館者数、当期総利益、目的積立金承認額のH15データは、10月1日以降の数値。

(注2) 入場者数、入場料収入については、日本芸術文化振興会のデータには国立劇場おきなわ、新国立劇場を除いている。

## 2. 入館者数、入場料収入及び経営努力認定の推移④

- 国立科学博物館の入館者数は、独法移行後現在までに、97%の大幅増加（H13：90万人→H21：177万人）、入場料収入も146%の大幅増加（H13：182百万円→H21：447百万円）となっている。
- 目的積立金はなし

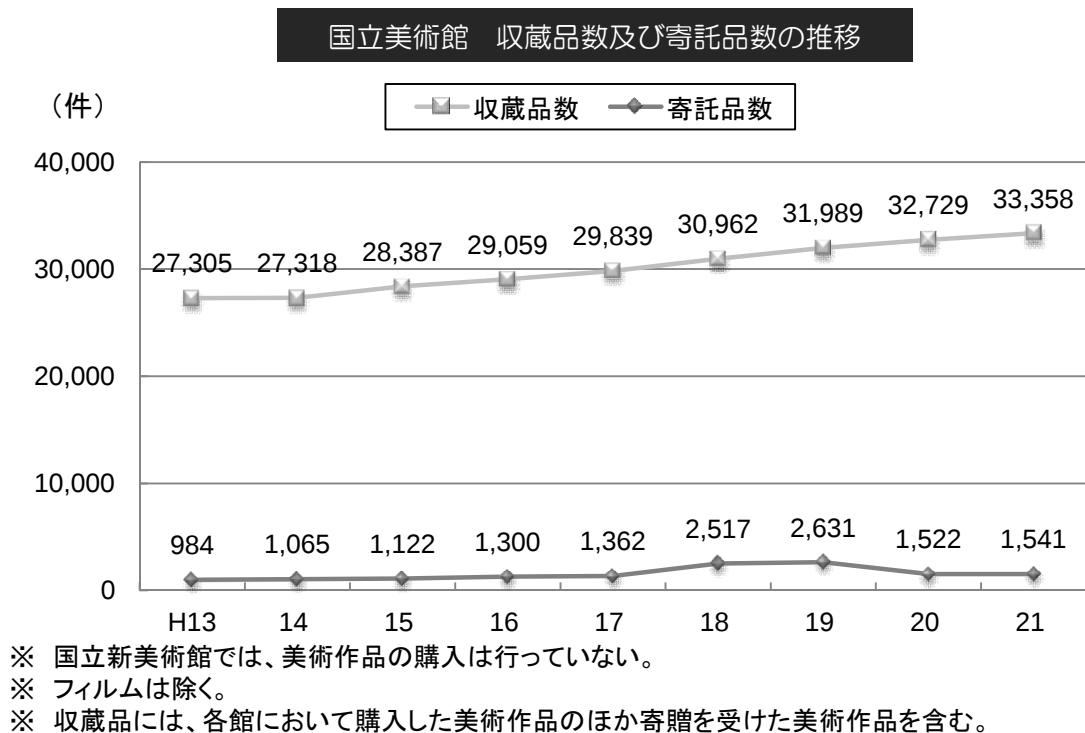
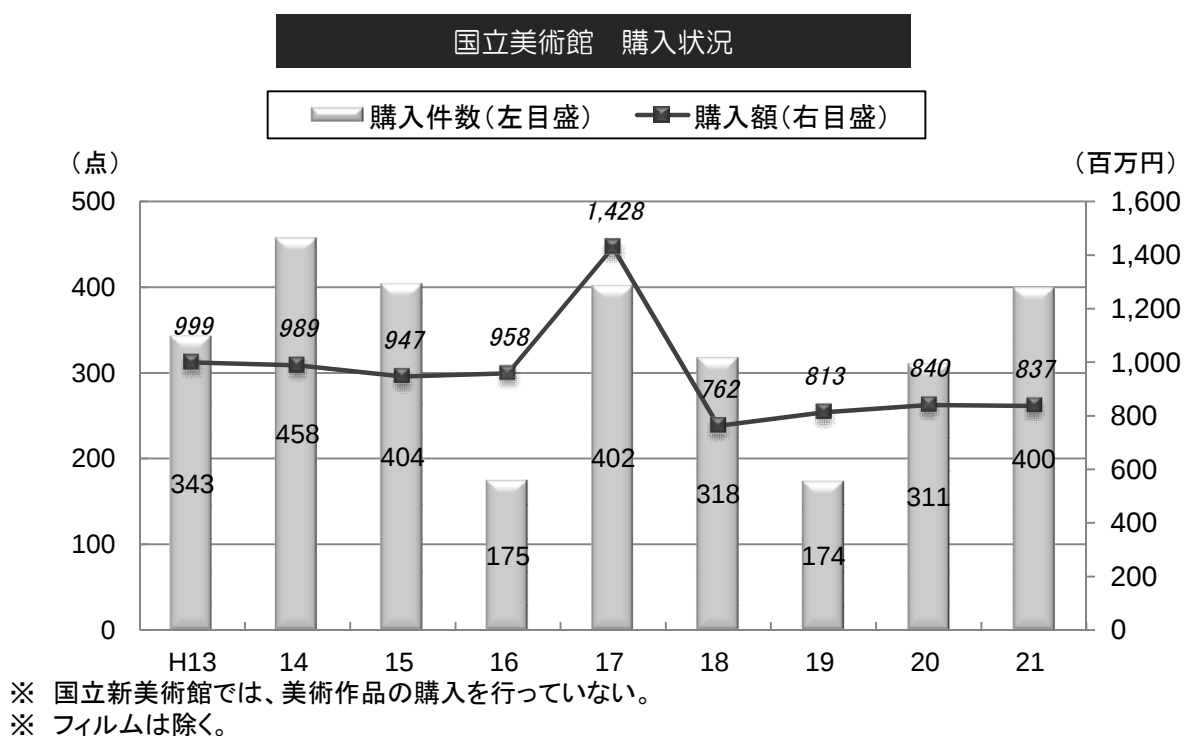
国立科学博物館 入館者数と入場料収入



国立科学博物館 当期総利益

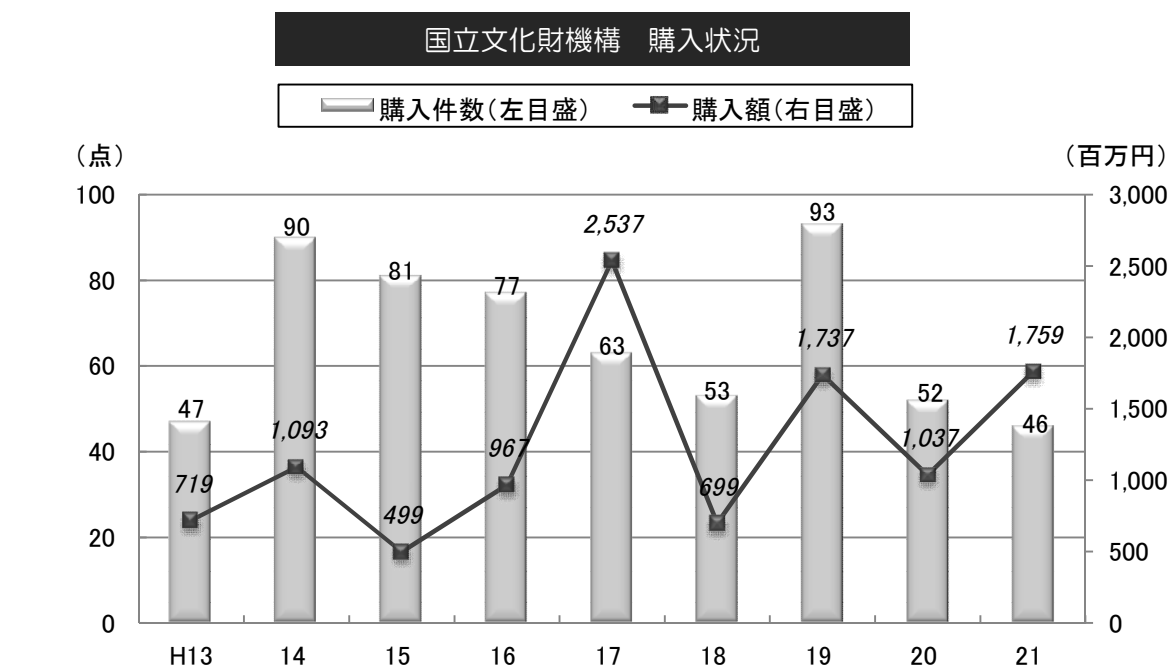
### 3. 美術作品等の購入状況及び収蔵品等の推移①

- 国立美術館の美術作品収蔵品数は、独法移行後現在までに、着実に増加（H13：27千件→H21：33千件）している。
- 美術作品購入額は減少傾向（H13：999百万円→H21：837百万円）にある。



### 3. 美術作品等の購入状況及び収蔵品等の推移②

- 国立文化財機構の文化財収蔵品数は、独法移行後現在までに、着実に増加（H13：116千件→H21：122千件）している。
- 文化財購入額は、年度によりばらつきがあるものの、145%の増加（H13：719百万円→H21：1,759百万円）となっている。



※ データには九州国立博物館を含む。

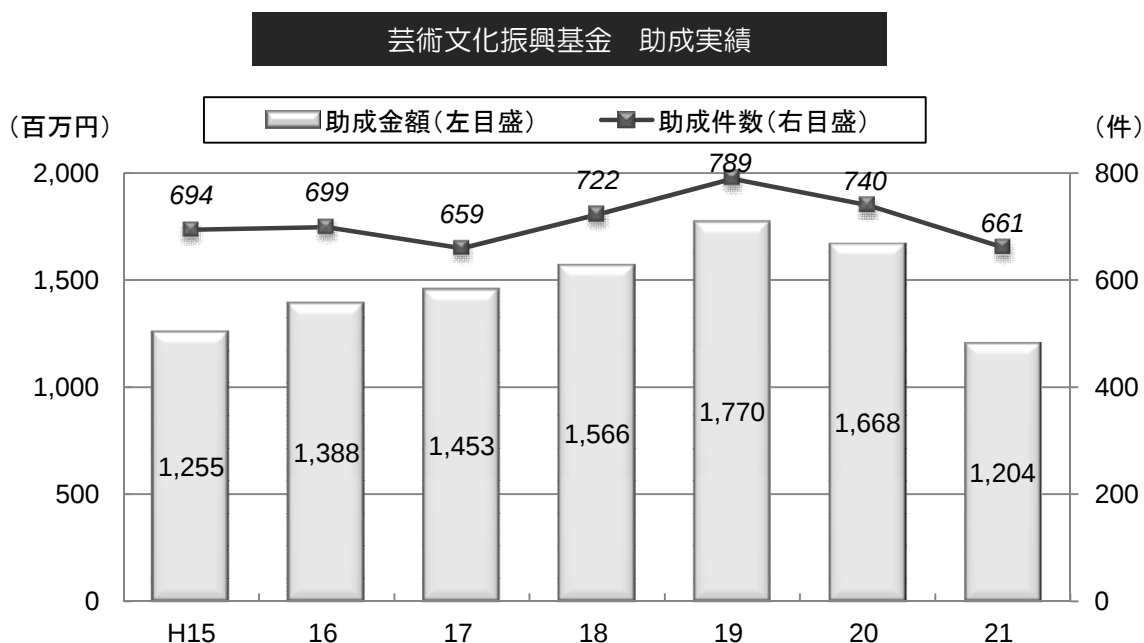


※ データには九州国立博物館を含む。

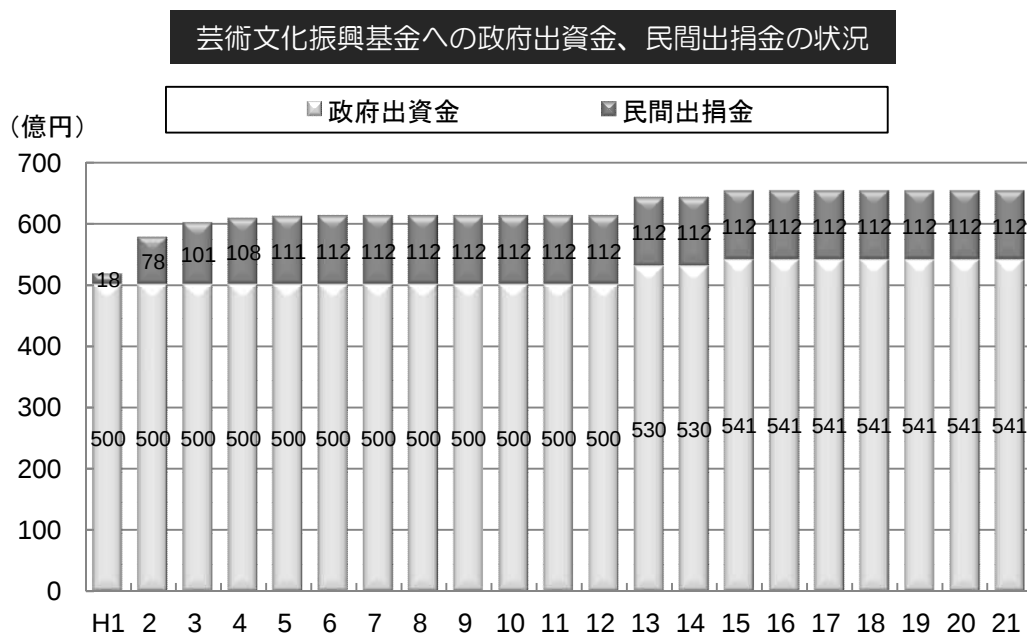
※ 収蔵品には、各館において購入した文化財のほか寄贈を受けた文化財を含む。

## 4. 日本芸術文化振興会（芸術文化振興基金の推移）

- 芸術文化振興基金の助成件数は毎年度700件前後、助成金額は増加傾向（H15：1,255百万円→H19：1,770百万円）にあったが、直近では減少（H21：1,204百万円）している。
- 芸術文化振興基金への資金拠出については、政府出資金としてH元年度補正予算で500億円を措置、民間からも17億円余の出捐金を得て発足した。その後政府から2度にわたり41億円余が追加出資されたほか、民間から毎年、累計94億円余の出捐を得ている。



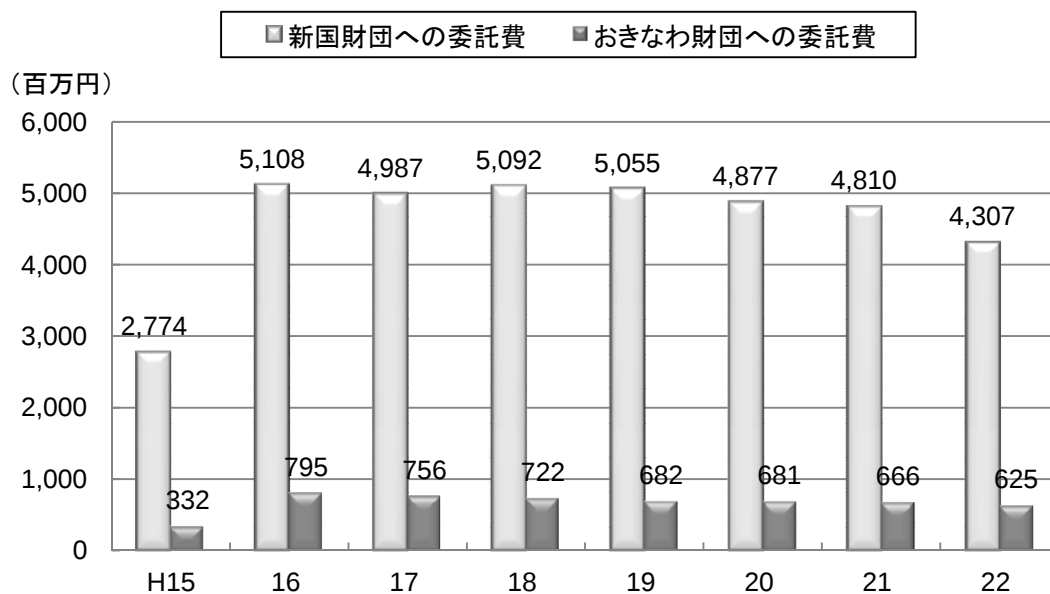
※H15のデータは通年である。



## 4. 日本芸術文化振興会（財団委託費の推移）

○ 日本芸術文化振興会から関連財団への運営委託費は、独法移行後現在までに、新国立劇場運営財団について16%減少（H16：5,108百万円→H22：4,307百万円）、国立劇場おきなわ運営財団について21%減少（H16：795百万円→H22：625百万円）している。

日本芸術文化振興会 関連財団への運営委託費



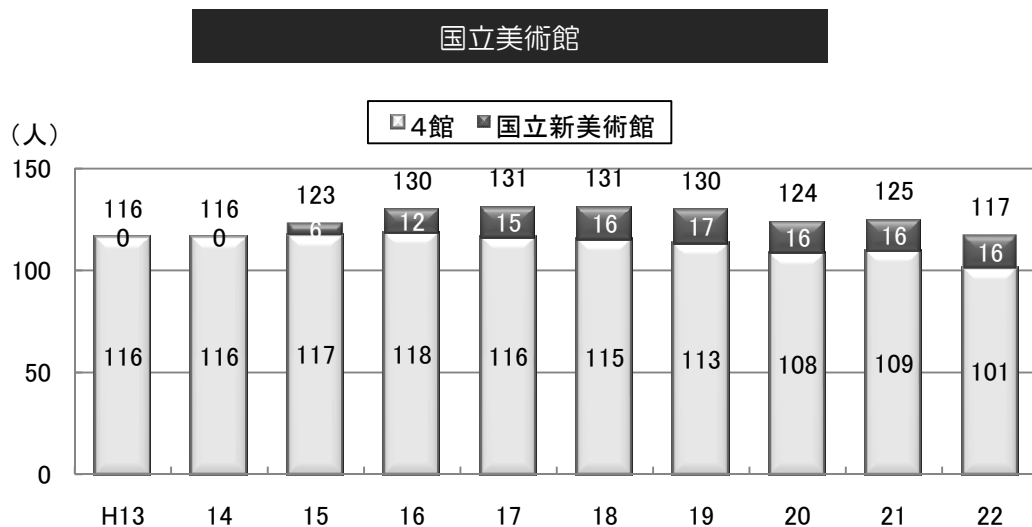
(注1) 21年度まで実績額、22年度は予算額。

(注2) H15のデータは、10月1日以降の数値。

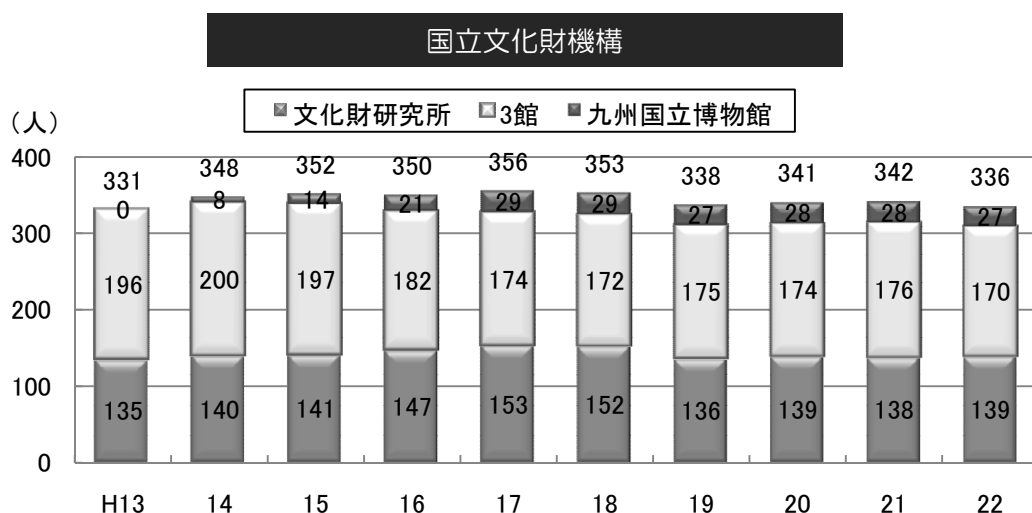
## 5. 役職員数の推移①

○各法人の役職員数は、独法移行後現在までに、国立美術館は新美術館開館に拘らず横ばい（H13：116名→H22：117名）、国立文化財機構（国立博物館）は九州国立博物館開館に拘らず横ばい（H13：196名→H22：197名）となっている。

（注）役職員数については、各年度4月1日時点の役員（非常勤含む）＋常勤職員数。



※ 4館・・・東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館



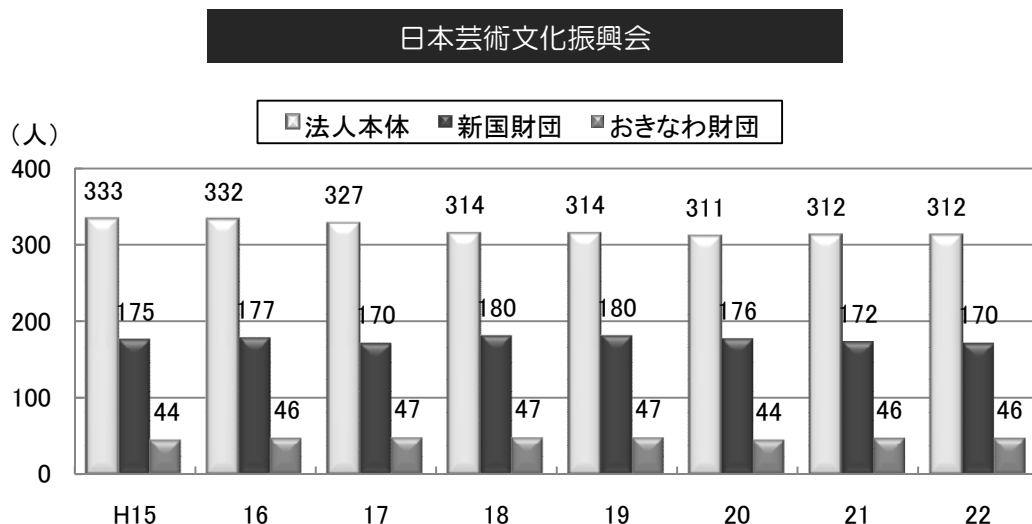
※ 3館・・・東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館

※ (独)国立博物館と(独)文化財研究所は、平成19年度から(独)国立文化財機構として統合した。

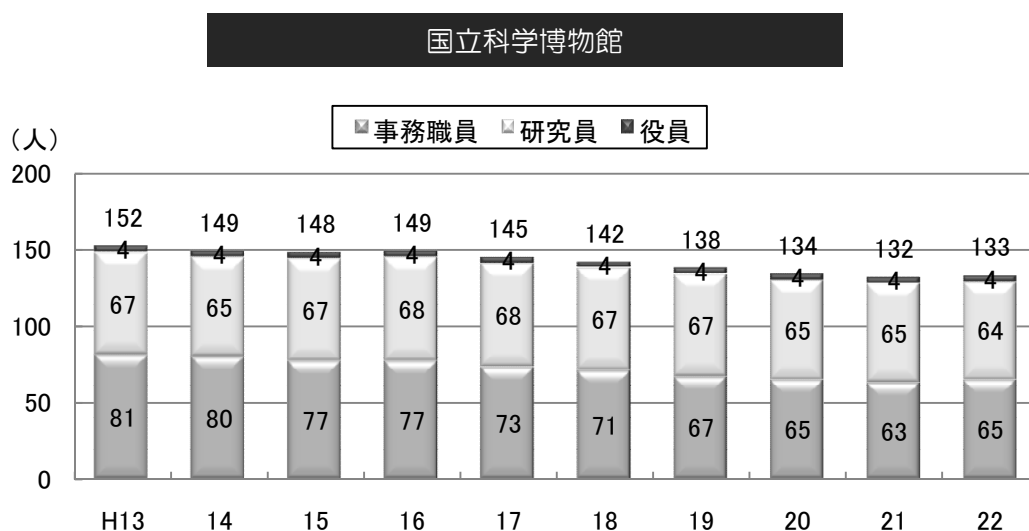
## 5. 役職員数の推移②

○各法人の役職員数は、独法移行後現在までに、日本芸術文化振興会  
は減少（H15：333名→H22：312名）、国立科学博物館は減少  
（H13：152名→H22：133名）となっている。

（注）役職員数については、各年度4月1日時点の役員（非常勤含む）＋常勤職員数。ただし、芸文振  
のH15データについては10月1日時点。



※ 法人本体…国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場



# 事業仕分け結果

## 1. 国立美術館、国立文化財機構(平成22年4月実施)

### 事業仕分けの対象事業

- 国立美術館:美術品収集(収集・保管・展示事業)
- 国立文化財機構:文化財収集(展覧事業)

### WGの評価結果

当該法人が実施し、事業規模は拡充(適切な制度のあり方を検討するとともに、民間からの寄付、自己収入の拡大、コスト縮減といった努力を徹底し、国からの負担を増やさない形での拡充を図る)

<対象事業>

- ・他の法人で実施 1名(事業規模 拡充 1名)
- ・当該法人が実施 11名(事業規模 縮減 1名、現状維持 3名、拡充 7名)

<見直しを行う場合の内容>

- ・自己収入の拡大 2名
- ・その他 3名

### とりまとめコメント

当該法人の実施、事業規模の拡大との意見が多かったが、コメントの中で民間からの寄付、自己収入の拡大、コスト縮減といった努力をすべきではないか、それから目的積立金の見直し、借入れ、法人形態のあり方を見直して制度を抜本的に見直すべきではないか、とのコメントがあった。

これは国からの負担を増やせ、という形ではない、収集の拡充という意見は出ているが、特に、民間からの寄付、自己収入の拡大、コスト縮減に努力していただきたい。

### 評価者のコメント

- 独立行政法人という形での事業に限界あり。新しい法人の在り方も含め、抜本的見直しを行う。役員は公募にすべき。
- 財政事情から、新規購入は大幅に抑制すべきである。入場者が増加するような企画をして、自己収入の拡大を図り、運営費交付金は縮減すべきである。
- 目的積立金制度の改正、長期借入金の許容、その他美術品等のタイムリーな購入が可能となる資金造成の仕組みを作る必要。自己収入拡大の手段も検討すべき。
- 日本経済が良くなれば拡大もよいが、現在の状況下では現状維持。
- 収集については、タイムリーな資金を用意することを考え、借入金も含めた資金の手当てを検討すべき。ただし、運営上のコスト縮減の努力をする必要もあるのではないかな。
- 機関債、「美術館債」のような長期の債務での購入、民間資金、toto(宝くじ)の文化版も検討(国からの負担は増やさない)。
- 適時に美術品等を収集し得る体制について検討することが必要と思われる。
- 真に必要なものを適切なタイミングで購入することが可能となるような財源措置のあり方を検討する必要がある。
- 基金の造成及び民間の寄付等を検討すべき。
- 美術品の収集は、日本の行政は予算が組めない状況があるが、必要性だけを訴えても説得できない。独立行政法人としての工夫努力をまず見せてから要求すべきではないか。美術品を収集することに力点をおくべき。ハコモノより中身。
- 作品購入の予算の仕組みを変えて、効果的な作品購入がタイミング良くできるようにする。それぞれ美術館、博物館もしっかりと目的を持って収集するように。
- 投資的側面を加えた収集を行うことはできないか。借入れについてこの側面から考えるべきか。

## **2. 国立科学博物館(平成22年4月実施)**

### **事業仕分けの対象事業**

○国立科学博物館:資料収集・保管(特に、YS-11の所蔵保管)

### **WGの評価結果**

当該法人が実施し、事業規模は現状維持(ただし、自己収入の拡大や民間からの協賛・寄付の募集を積極的に行う)

＜対象事業＞

- ・ 当該法人が実施 12名(事業規模 縮減 3名、現状維持 6名、拡充 3名)

＜見直しを行う場合の内容＞

- ・ 自己収入の拡大 2名

### **とりまとめコメント**

公開すべき、外部の人に向けて展示をすべきではないかというのが多数。コストの精査、自己収入の拡大、民間からの寄付、協賛を募るべきである、という意見が出ている。

比較検討して、もう少し早急に具体的な数値を出して、これをどうするのか、そういう検討を踏まえて、そのような視点で当該法人の実施、事業規模の現状維持で行うという結論とする

### **評価者のコメント**

- 公開して、国民の文化向上などに寄与するなど、収入をあげる工夫も必要。
- 現在の保管場所をツアーコースとすることで有料とし、ひとりでも多くの国民の皆さまに国の貴重な財産に触れていただくことを可能とすべし。
- 最小限のコストで保存(飛行可能でなくてよい)。更に外部の展示を検討すべき。
- 早期に国民に対して常設展示すべきである。
- 他の航空機展示との集約は？空自に委託？地方？(単に羽田展示が可能か継続可能かは難しそうなので)過度に金がかかるなら飛ばさないという結論をむしろ取るべき。
- 展示を民間導入によって、収支の合うものに仕立てて維持。
- 民間からの寄付を募る形を早々に行う。企画、見積もりを行う。
- 選択肢を速やかに検討し、コストも精査した上で関係業界の協賛を募る。コストをかけない形でパブリシティにより注目度を高め、資金集めにつなげることも必要。
- YS-11 については日本の宝であり、広く国民に共有の財産と感じられるような保管を検討していただきたい。
- 保全するだけでなく、企画・検討を十分に行い、活かし方を早急に考えるべき(10年も経過している)。
- YS に関しては動態保存を目的とすべきである。少し時間をかけて検討してみたらいかか。
- 収集・保管にとどまらず、国民共有の財産として国民が意識し、財政的側面も含めて国民や民間とともに支援していく方向にもっていくためにも、公開や動態的保存について検討してほしい。

### **3. 日本芸術文化振興会(平成21年11月実施)**

#### **事業仕分けの対象事業**

○日本芸術文化振興会関係

#### **WGの評価結果**

予算要求の縮減

(自治体/民間3名 予算要求縮減:a 半額 4名、b 1/3 程度縮減 4名、c その他 1 名)

#### **とりまとめコメント**

独立行政法人・日本芸術文化振興会関係((財)新国立劇場運営財団、(財)おきなわ運営財団[日本芸術文化振興会からの業務委託]、芸術創造・地域文化振興事業、子どものための優れた舞台芸術体験事業、芸術文化振興基金事業)については、圧倒的に予算を縮減したいというのが、私たちのチームのまとめである。

#### **評価者のコメント**

- 国が行う事業と独法を経由する事業を、「地方に仕分ける事業」と「国が行う事業」とにまず仕分け、効果がどれくらい見込まれるかという試算の基に縮減すべき。2つの運営財団は廃止して独法に戻す。
- 独法と財団の関係は、管理部門のコストを減らすため、財団を統合するか、独法直営で実施すべき。
- 基金(政府分)は廃止。
- (財)新国立劇場運営財団、(財)おきなわ運営財団への業務委託をする意味がわからない。
- 子どものための優れた舞台芸術体験事業は廃止。新国立劇場とおきなわ国立劇場の契約は見直し。
- 新国立劇場運営財団は廃止。地域の芸術拠点形成、子どものための優れた舞台芸術体験事業は自治体で実施すべき。マッチングは文化庁か民間でも可。
- 寄付が伸びるような文化政策の動機付けが見えない。いかに芸術文化といえども数百億円の国費を投入する以上、いつの時点で投入額をゼロにできるのか、見通しを示せなければ厳しい評価をせざるを得ない。
- 寄付を集める仕組み作りの努力が不足している。国が補助するというのは知識不足。そもそも文化振興は国の責務か、民間中心で行うか、議論が必要。
- 寄付を増やすような政策体系を考えるべき。
- 文化の振興という数値では図れない事業の必要性は否定しないが、効果説明が不足でばらまきの批判をおさえられるものではない。
- 芸術・文化に国がどう税を投資するか明確な説明がなされない。縮減やむなし。
- 芸術創造・地域文化振興事業は廃止。他は合理化すべき。
- 国が子どものためだけに事業をすることは必然性に欠ける。中心は地域での取り組み。
- 芸術創造・地域文化振興事業と子どものための優れた舞台芸術体験事業は地方へ。
- すべて地方へ集中。

## 独立行政法人制度の適用に当たっての問題点(主な例)

| 項 目     | 現 状                                                             | 根 拠                                 | 問題点                                                                                                      |
|---------|-----------------------------------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①評価制度   | ○主務省独立行政法人評価委員会による評価<br>○総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による評価               | 通則法第12条<br>通則法第32条3項                | ○評価の事務量が膨大<br>(毎年の法人独自の自己評価・外部評価と併せて、屋上屋の評価となっている。)<br>○独法一律横並びの評価、効率化の数値目標の達成が主<br>【政独委評価】              |
| ②運営費交付金 | ○運営費交付金の算定ルール<br>・一般管理費3%/年の削減<br>・業務経費1%/年の削減<br>・自己収入1%/年の増 等 | 通則法第30条<br>(中期計画に記載)                | ○法人の特性を勘案しない一律の効率化係数による経費削減<br>○収支差補助<br>→自己収入増が交付金の減となる<br>→自己収入についても、ノルマ増有<br>○さらに総人件費改革による交付金の削減(④参照) |
| ③目的積立金  | ○承認されない<br>→利活用できない                                             | 通則法第44条3項<br>経営努力認定基準<br>(総務省行政評価局) | ○経営努力認定の厳格化<br>(毎年度、対前年度増かつ新規性が求められる)<br>(運営費交付金による利益は認められない)<br>→国庫納付<br>○結果、利益を上げても法人のインセンティブが働かない     |
| ④人件費    | ○職員の削減<br>・年1%削減                                                | 総人件費改革<br>(行政改革推進法)<br>(閣議決定)       | ○外部資金により雇用した職員も総人件費の枠内で適用されている<br>(特例が必要)                                                                |
| ⑤(買上)   | ○国所有美術品等を法人に譲渡できない                                              | 通則法・個別法に規定無し                        | ○国の予算で美術品等を買っても、法人に追加出資等ができない。                                                                           |

# 新たな法人制度の検討例

## 現行の独立行政法人制度

104 の独立行政法人 (H22.7.1 現在)

### 「独立行政法人通則法」

運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定める。

### 「個別法」

各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める。

各法人ごとに法律を制定

- 国立公文書館
- 国際協力機構
- 造幣局
- 大学入試センター
- 科学技術振興機構
- 国立美術館
- 国立病院機構
- 経済産業研究所
- 宇宙航空研究開発機構
- …

計 104 法人

## 国立研究開発機関(仮称)制度の創設

【検討中の案】国立研究開発機関通則法(仮称)を制定  
→各法人ごとに個別法を制定

### ●留意点●

- ・研究開発力強化法の研究開発法人等を対象として新制度へ移行することがふさわしいものを検討。
- ・新制度移行に当たっては事務・事業の見直しや再編統合により、政府として最適な研究開発体制を検討

## 《参考》国立大学法人

### 「国立大学法人法」

国立大学及び大学共同利用機関を設置する国立大学法人等の組織及び運営について定める。(独立行政法人通則法を多数準用)  
→各国立大学法人等が設置する大学等を別表に記載

【個別法はないが、各法人を一括設置】

- 北海道大学
- 東北大学
- 東京大学
- …
- 人間文化研究機構
- …

計 86 大学, 4 大学共同利用機関 = 90 法人

## 国立文化施設等について

現行独立行政法人のうち国立文化施設等4法人(P)を対象として、仮に新たな法人制度への移行を検討する場合

- 国立美術館
- 国立文化財機構
- 日本芸術文化振興会
- 国立科学博物館

計4法人(P)

### 【考えられる検討案】

- 国立文化施設等に関する法人制度(一括設置法)を制定(通則制度と各法人設置根拠を併せ持つ法律)
- 国立文化施設等に関する法人制度(通則法)を制定  
→通則法の下に各法人ごとの個別法を制定

## 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(抄)

〔平成 22 年 12 月 7 日  
閣 議 決 定〕

### I 独立行政法人の抜本的見直しの背景

独立行政法人は、公共性の高い一定の事業について、国の事前関与を極力なくし、法人の自律性にゆだねることで業務の効率化を高めることを目指して設計され、平成 13 年に発足した制度である。政策の「企画」と「執行」を分離し、業務の専門性が高く一般的な行政組織とは別に事業を遂行することが必要な分野、あるいは運営費交付金制度等により機動的かつ柔軟な事業実施が求められる分野等について、国からの一定のガバナンスを保持しつつ国から独立した組織体が政策の執行をつかさどることは、より質の高い行政サービスの提供のために効果的なシステムといえる。

しかしながら、独立行政法人制度の発足に当たっては、政府の機能の一部を切り出し効率的に運営するために設立されたいわゆる「先行独法」と、その後、特殊法人等と行政との関係を再整理するため、特殊法人等から移行したいわゆる「移行独法」とが併存することとなった。

当時は、それぞれの法人が担う業務の特性や実態はあまり着目されず、新法人の設立や組織面に議論が集中しがちであった。この結果、①様々な分野で様々な態様の業務を行っている法人をすべて一律の制度にはめ込むこととなり、また、②移行前の行政組織や特殊法人等における種々の業務が、十分な検証や整理がなされることなく新法人に引き継がれることになった面は否定できない。

行政サービスの水準向上を目的に発足した独立行政法人であったが、創設後約 10 年が経過し、必要のない事業の継続、不要な資産の保有など非効率な業務運営が温存される傾向にあることが指摘されているのは、以上のような問題を抱えていたことが大きな要因の一つと考えられる。

政府は、昨年来、事業仕分けの手法を用いて行政全般の刷新を強力に進めてきた。行政刷新の本旨は、行政本体のみならず独立行政法人など行政に関連する分野も含めた効率化を徹底し、より高度な行政サービスの提供を実現することにある。その際には、上述したこれまでの独立行政法人が内包してきた問題を踏まえた対応が不可欠であり、まず①事務・事業等の無駄を洗い出した上で、②制度・組織の見直し、とりわけガバナンスの在り方について検討を進めることが重要である。

すなわち、単に組織をどう移行させるか等の観点ではなく、まず、事務・事業自体の徹底的な見直しを行い、真に必要な事業か、独立行政法人が行うべき事業か等の観点から検証を行うことが前提である。その上で、独立行政法人が実施主体となることがふさわしいと判断された事業について、重複等を排除しつつ、いかなる組織体がそれを担うことが適当かとの観点から独立行政法人組織の再編整理を行うとともに、その事業の目的、特性、財源等を踏まえて、最も適

切なガバナンスの仕組みなどの制度設計を検討すべきである。

こうした考え方の下、独立行政法人の抜本改革の第一段階として、その業務の特性等を踏まえながら、すべての独立行政法人の全事務・事業及び全資産を精査し、今般「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」として講ずべき措置について取りまとめたところである。各法人及び主務府省においては、本基本方針に沿って自ら事務・事業の改革を着実に推進することが必要である。

本基本方針の着実な実施とともに、改革の第二段階として、同方針を踏まえた独立行政法人の制度・組織の見直しの検討を今後進めることとする。

独立行政法人改革は、行政と独立行政法人との関係の再整理を含め、「公」の新しい姿を構築するための改革である。かかる観点から、政府が一体となってこの改革に積極的に取り組んでいくこととする。

なお、独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。

## Ⅱ 事務・事業の見直しについて

独立行政法人のすべての事務・事業について、以下の基本的な考え方に基づき点検作業を進めてきており、各独立行政法人の事務・事業について講ずべき措置は、別表のとおりである。

(略)

## Ⅲ 資産・運営の見直しについて

独立行政法人の資産・運営については、以下の取組を進める。また、各独立行政法人の資産・運営について個別に講ずべき措置は、別表のとおりである。

(略)

### 4. 人件費・管理運営の適正化

#### ① 人件費の適正化

- 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 22 年 11 月 1 日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。
- 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。
  - ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。
  - イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗よく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が

高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。

ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。

- 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。
- 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。

## ② 管理運営の適正化

- 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。
- 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。
- また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。
- 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。

## 5. 自己収入の拡大

- 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。
- また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。
- 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。

(略)

## (別表)各独立行政法人について講ずべき措置(抄)

|       |       |
|-------|-------|
| 文部科学省 | 国立美術館 |
|-------|-------|

### 【事務・事業の見直し】

| 事務・事業              | 講ずべき措置              | 実施時期     | 具体的内容                                                                                   |
|--------------------|---------------------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 01 収集・保管・展示・調査研究事業 | 自己収入の拡大             | 22年度から実施 | 寄付の拡大等を通じ、自己収入の拡大を引き続き行う。具体的には、企業からの支援(協賛金等)の獲得、募金箱の設置のほか、「キャンパスメンバーズ」等への加入者の増大などに取り組む。 |
| 02 教育普及事業          | キュレーター(学芸担当員)研修の見直し | 23年度中に実施 | ナショナルセンターとして、参加実績が低調であることにかんがみ、キュレーター研修の在り方を見直す。                                        |

### 【資産・運営等の見直し】

| 講ずべき措置 |          |                      | 実施時期     | 具体的内容                                                              |
|--------|----------|----------------------|----------|--------------------------------------------------------------------|
| 03     | 取引関係の見直し | 施設内店舗に係る競争的な入札制度の導入等 | 24年度から実施 | 施設内店舗用地の賃借について、より一層の鑑賞環境の向上と効率化のため、企画競争を導入するなど競争性と透明性を確保した契約方式とする。 |
| 04     | 制度の見直し   | 制度の在り方を検討            | 22年度から実施 | 国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する。                                |

|       |         |
|-------|---------|
| 文部科学省 | 国立文化財機構 |
|-------|---------|

### 【事務・事業の見直し】

| 事務・事業       | 講ずべき措置  | 実施時期     | 具体的内容                                                                                                 |
|-------------|---------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 01 展覧事業     | 自己収入の拡大 | 22年度から実施 | 寄付の拡大等を通じ、自己収入の拡大を行う。具体的には寄付や賛助会員等への加入者の増加、募金箱の設置、映画等のロケーションのための建物等の貸与や会議・セミナーのための会議室の貸与等により引き続き取り組む。 |
| 02 教育普及事業   |         |          |                                                                                                       |
| 03 調査研究事業   |         |          |                                                                                                       |
| 04 展示出版事業   |         |          |                                                                                                       |
| 05 情報公開事業   |         |          |                                                                                                       |
| 06 国際研究協力事業 |         |          |                                                                                                       |
| 07 研修事業     |         |          |                                                                                                       |

### 【資産・運営等の見直し】

| 講ずべき措置 |          |                      | 実施時期     | 具体的内容                                                              |
|--------|----------|----------------------|----------|--------------------------------------------------------------------|
| 08     | 取引関係の見直し | 施設内店舗に係る競争的な入札制度の導入等 | 23年度から実施 | 施設内店舗用地の賃借について、より一層の鑑賞環境の向上と効率化のため、企画競争を導入するなど競争性と透明性を確保した契約方式とする。 |
| 09     | 制度の見直し   | 制度の在り方を検討            | 22年度から実施 | 国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する。                                |

|       |           |
|-------|-----------|
| 文部科学省 | 日本芸術文化振興会 |
|-------|-----------|

【事務・事業の見直し】

| 事務・事業 |                                     | 講ずべき措置                        | 実施時期      | 具体的内容                                                                   |
|-------|-------------------------------------|-------------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------|
| 01    | 芸術文化活動に対する支援                        | 事業の優先度を踏まえた重点化<br><br>自己収入の拡大 | 23 年度中に実施 | 事業の優先度を踏まえ、伝統芸能伝承者養成事業への重点化を行う。<br><br>自己収入の拡大を図るため、引き続き寄付金収入の増加等に取り組む。 |
| 02    | 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演                  |                               |           |                                                                         |
| 03    | 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修   |                               |           |                                                                         |
| 04    | 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用 |                               | 23 年度中に実施 |                                                                         |

【資産・運営等の見直し】

| 講ずべき措置 |         |             | 実施時期      | 具体的内容                                                                                              |
|--------|---------|-------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 05     | 制度の見直し  | 制度の在り方を検討   | 22 年度から実施 | 国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する。                                                                |
| 06     | 組織体制の整備 | 運営体制の在り方の検討 | 23 年度中に実施 | 新国立劇場及び国立劇場おきなわについて、新国立劇場運営財団及び国立劇場おきなわ運営財団への委託が実施されているが、法人が直営する場合との比較を含め、将来の運営体制についての検討を行い、結論を得る。 |

|       |         |
|-------|---------|
| 文部科学省 | 国立科学博物館 |
|-------|---------|

【事務・事業の見直し】

| 事務・事業 |                        | 講ずべき措置  | 実施時期      | 具体的内容                                                                                                                  |
|-------|------------------------|---------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 01    | 調査研究、資料収集・保管、展示・学習支援活動 | 自己収入の拡大 | 22 年度から実施 | 事業の拡充と協賛・寄付の拡大等を通じ、自己収入の拡大を図る。特に、YS-11 については定期的な公開を行うとともに、公開に関する協賛等を得て、自己収入の拡大を図る。あわせて、YS-11 の保管経費の縮減と公開の在り方について検討を行う。 |

【資産・運営等の見直し】

| 講ずべき措置 |           |                     | 実施時期      | 具体的内容                                          |
|--------|-----------|---------------------|-----------|------------------------------------------------|
| 02     | 不要資産の国庫返納 | 新宿分館                | 24 年度中に実施 | 新宿分館の機能を筑波に移転するとともに、移転後の不動産を国庫納付する。            |
| 03     |           | 霞ヶ浦地区               | 22 年度中に実施 | 霞ヶ浦地区を現物納付する。                                  |
| 04     | 取引関係の見直し  | 施設内店舗に係る競争的な入札制度の導入 | 24 年度から実施 | 施設内店舗用地の賃借の入札方式について、企画競争を導入する。                 |
| 05     | 組織体制の整備   | 経常研究に関する外部評価の導入     | 23 年度から実施 | 経常研究については、テーマの選定、進行管理、結果の評価の各段階において、外部評価を導入する。 |
| 06     | 制度の見直し    | 制度の在り方を検討           | 22 年度から実施 | 国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する。            |